

総務委員会資料

平成24年10月31日

「学校施設開放における体育館利用の受益者負担の適正化」について

資料1 「学校施設開放における体育館利用の受益者負担の適正化」について

資料2 チラシ「平成24年度 学校施設利用のごあんない」

資料3 川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会報告書

教育委員会

「学校施設開放における体育館利用の受益者負担の適正化」について

学校施設有効活用事業（学校施設開放）における受益者負担の適正化を図るため、体育館の開放利用について使用料を設定し、平成26年1月の利用から、受益者負担を導入します。

1 背景

- 川崎市では、校庭、体育館、特別教室等の学校施設を、地域における市民のスポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動などの場として、学校教育に支障のない範囲で開放する、学校施設有効活用事業を行っています。
- 現在、校庭夜間開放の照明電気代等を除き、その経費は公費負担となっています。
- 様々な公共サービスのなかで、特定の利用者が利益を享受するサービスについては、コストの負担の公平性や公正性を確保するため、利用する市民の方々には、その公共サービスの提供に要した費用の適正な負担が求められます。

2 受益者負担に関する検討の経緯

- 平成21年度の包括外部監査で「学校施設の開放に係る体育館電気代等の諸経費については、利用者に一定の受益者負担を求めることが望ましい」との監査意見が出されました。
- 「川崎市新たな行財政改革プラン～第4次改革プラン～(平成23～25年度)」においては体育館電気代等の諸経費について平成25年度に受益者負担を導入することとしています。
- 教育委員会では、平成22・23年度に「川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会」を設置して、受益者負担についての検討を行い、「体育館の照明の電気代は、負担を求めるべき」、「受益者負担の導入にあたっては、開放運営委員会による円滑な運営や、地域と学校の良好な関係が継続していくように、充分な配慮が必要」等の報告が出されました。
また、この間、実施した市民及び利用団体アンケートでは、受益者負担導入に肯定的な回答をいただいております。

3 受益者負担の内容

- 学校体育館の施設開放での利用について、川崎市財産条例に基づき教育委員会規則で使用料を規定します。
- 使用料は光熱水費相当額及び徴収に係る経費を基本として算定して、各体育館の規模、設備等により、段階を設け、1時間当たりの額を設定します。
- 使用料の額は、平成24年度の学校における電気代の実績等を参考に決定します。
使用料は、1時間当たり平均250円程度になる見込です。(体育館により150円から500円程度になる見込です。)
- 支払いについては、事前に利用券を購入して、利用申込書に貼付する方法とします。
利用券は、コンビニエンスストアでの販売を予定しています。

4 スケジュール

- 平成25年6月、教育委員会で使用料の額を決定します。
- 平成25年10月、利用券の販売開始を予定しています。
- 平成26年1月の体育館利用から使用料の対象とします。

平成24年度 学校施設利用のごあんない



川崎市内の小学校や中学校の校庭や体育館、特別教室は、学校教育に支障のない範囲で地域の団体のスポーツやレクリエーション、生涯学習や市民活動等の場として利用できます。また、学校図書館開放は個人での閲覧や学習ができます。

どうぞご利用ください。

学校施設開放		
対象施設	利用可能日	利用時間
校 庭	土・日・祝日及び学校の休業日 ※学校使用及び市の主催事業等の使用日を除く	午前9時から午後5時 夏季休業期間中は午後6時まで
体 育 館	土・日・祝日・学校の休業日 及び学校教育に支障のない平日 ※学校使用及び市の主催事業等の使用日を除く	午前9時から午後9時まで ※土曜日の午前中はわくわくプラザ が優先利用
特別教室 (特別活動室、図書室、格技室・武道場、音楽室、会議室など)	平日・土・日・祝及び学校の休業日 ※学校使用及び市の主催事業等の使用日を除く	平日は午後6時から午後9時まで その他の日は午前9時から午後9時まで
夜間校庭 (各区1校)	4月1日～12月20日 平日・土・祝日及び休業日（日曜日を除く） ※学校使用及び市の主催事業等の使用日を除く	午後6時から午後9時まで

学校図書館開放	図書貸出実施校：南加瀬小、井田小、下河原小、西梶ヶ谷小、稗原小、土橋小、宿河原小、 南菅中、岡上小、金程小 土・日曜日を中心開館 ※開館日、開館時間は学校ごとに異なります。
	図書閲覧実施校：上丸子小、栗木台小、橘高校 (図書の貸し出しありません。) 土・日曜日を中心開館 ※開館日、開館時間は学校ごとに異なります。

具体的な利用可能日や施設は学校によって異なりますので、詳しくはお近くの学校にお問合せください。また、次の川崎市ホームページ「学校施設利用のごあんない」もご覧下さい。

<http://www.city.kawasaki.jp/88/88syogai/home/gakkoukaihou/Top.htm>

川崎市教育委員会

お問合せ先：生涯学習推進課 TEL 044-200-3309

◆学校施設利用上の注意

- 1 利用日・利用時間以外は学校の児童生徒が使用する施設ですので、汚したり傷めたりしないようにご注意ください。
- 2 施設の利用に際しては、開放管理者・開放指導員の指示に従ってください。なお、利用中のケガや事故、盗難などについては責任を負いかねますので、安全確保は利用団体・グループの自己責任で対処してください。
- 3 無断で設備や用具を移動させたり、所定の場所以外に立ち入らないでください。
- 4 施設・設備及び用具等の使用後は、所定の位置に納め原状に復するとともに、清掃し、ゴミ等は利用者が持ちかえり施設の美化に努めてください。
- 5 学校施設、設備及び近隣の民家等を破損した場合は、ただちに開放管理者に連絡し利用者（団体）あるいは利用責任者がすみやかに対応・復旧してください。
- 6 有効活用施設内の物品の販売、火気の使用、飲食、喫煙は厳禁いたします。
- 7 体育館は、土足厳禁です。必ず上履きに履き替えてご利用ください。
- 8 学校の行事や校庭、体育館等施設、設備の状況により利用の中止をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 9 車での来校は近隣の方の迷惑となりますので原則としてできません。
- 10 学校周辺への環境（騒音等）にはご配慮ください。
- 11 上記並びに規則を守れないときは、利用を制限または禁止することがあります。
- 12 災害発生等の緊急時には、メンバーの安全を確保するとともに、施設開放運営委員会や学校からの指示に従ってください。

◆施設の利用について

対象施設	申込・利用方法
校 庭	①各学校の施設開放運営委員会に「川崎市学校施設開放利用団体登録票」を提出し、団体登録をしてください。内容確認の上、登録証が交付されます ②利用調整会議に参加いただき、利用日がきまりましたら「川崎市学校施設開放利用申込書」により利用申込をしてください。利用許可書が交付されます。 ③利用後、学校施設開放利用報告書を提出してください。 ※団体登録につきましては、市内に在住在勤在学の方々で構成される概ね10名以上の団体であることが必要です。また、各校学校施設開放運営委員会により利用団体に制限がある場合があります。
体 育 館	
特別教室	

学校図書館 (貸出・閲覧)	各学校施設開放委員会への利用者登録は必要ありません。但し、図書貸出実施校において、図書の貸出を希望する方のみ、利用者登録が必要です。住所・氏名を確認できる書類（健康保険証、運転免許証等）をお持ちの上、開館日に会場で申し込みをしてください。
------------------	---

◆夜間校庭の利用について

夜間校庭の照明利用の電気料（30分500円）（東住吉小学校Bグランド（テニスコート）3時間500円）は利用者負担です。利用申込の際、「コイン」を購入してください。

※団体登録につきましては、市内に在住在勤在学の方々で構成される概ね10名以上の成人団体であることが必要です。

学校名	受付日	受付時間	受付会場	会場連絡先	受付会場までの交通
臨港中学校	利用前月の 第1土曜日	午後2時 ※東住吉小学校 はテニスコート が午後2時、 グラウンドが午後 2時30分	教育文化会館	Tel044-233-6361	JR「川崎」下車徒歩15分またはバス「教育文化会館前」下車徒歩12分
塚越中学校			幸市民館	Tel044-541-3910	JR南武線「矢向」または「鹿島田」下車徒歩20分市バス「幸区役所入口」下車徒歩2分
東住吉小学校			中原市民館	Tel044-433-7773	JR南武線又は東急東横線 「武蔵小杉」下車徒歩5分
久本小学校			高津市民館	Tel044-814-7603	JR南武線「武蔵溝ノ口」・東急田園都市線「溝の口」下車マルイファミリー溝口 11・12F
菅生中学校			宮前市民館	Tel044-888-3911	東急田園都市線「宮前平」下車徒歩10分
南生田中学校			多摩市民館	Tel044-935-3333	JR南武線「登戸」下車徒歩10分または小田急線「向ヶ丘遊園」北口下車徒歩5分
麻生小学校			麻生市民館	Tel044-951-1300	小田急線「新百合ヶ丘」下車徒歩2分

☆受付会場へのアクセスなどの問い合わせは各受付会場へお願いします。

川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会報告書

学校開放における受益者負担に関する検討について

平成24年3月 川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会

目次

1. はじめに	1
2. 学校開放の概要	2
3. 受益者負担に関するこれまでの経過	
(1) 平成19年度あり方検討委員会における受益者負担についての提言	3
(2) 平成21年度の包括外部監査における受益者負担の監査意見	4
4. 受益者負担に関する検討	
(1) 検討の内容	5
(2) 調査・研究	6
①学校開放利用団体アンケート・市民アンケート	6
②他都市の学校開放の調査	10
③料金徴収方法の比較	12
(3) 検討の経過	13
①受益者負担の導入について	13
②受益者負担の範囲について	15
③受益者負担の料金徴収方法について	17
5. 報告	18
資料編	19
・学校施設有効活用あり方検討委員会設置要綱	
・学校施設有効活用あり方検討委員会委員名簿	

1. はじめに

昭和39年度に15校の校庭から始まった本市の学校開放は、現在では、体育館、特別教室、プール、夜間の校庭、学校図書館などに広がり、特に校庭と体育館については開放可能な全ての小中学校で開放が行われ、年間述べ230万以上の市民に利用されている。

平成23年の「川崎再生フロンティアプラン 第3期実行計画」では、学校施設は身近にある地域の貴重な財産として、また、地域コミュニティの核として位置づけており、市民が自ら学び、活動の場として学校施設を開放することにより、地域における市民のさまざまな活動を支援し、地域住民と学校が協働で地域の中の学校づくりを目指してい。

学校施設有効活用あり方検討委員会ではこれまで学校開放の様々な課題について検討を行い、平成19年度には、受益者負担についても提言を行っている。

その提言や平成21年度の包括外部監査の意見で受益者負担の適正化がもとめられていることを受けて、本委員会では、改めて、現時点における学校開放における受益者負担についての検討を行うこととなった。

今回の検討では、受益者負担の必要性を確認するとともに、その導入にともなう課題についてを明らかにし、これらをまとめて、報告とした。

今後、川崎市が学校開放における受益者負担の適正化を検討していくにあたり、学校施設開放運営委員会、利用団体、学校が協力して実施している地域による学校開放が引き続き円滑に行われていくよう充分な配慮を期待する。

平成24年3月

学校施設有効活用あり方検討委員会
委員長 江頭秀夫

2. 学校開放の概要

川崎市において、学校施設を市民が利用するには、次の3つの方法がある。

- (I) 学校施設有効活用事業（以下「学校開放」という）
 - (II) 学校施設目的外使用許可(教育上、公益上必要な行事等について認める一時使用等)
 - (III) 学校施設特別開放(市民館等と同等の施設整備行った学校で施設の使用料を設定した開放)
- このうち、本委員会では、(I)の学校開放を対象として検討を行う。

■学校開放について

市民のスポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動などの場として、学校教育に支障のない範囲で、小学校、中学校等の校庭、体育館、特別教室などの施設を活用する学校開放を実施している。

- 校庭、体育館、特別教室の開放(団体利用、通年)
- 学校プールの開放(小学校のみ、実施校児童対象、夏期休業期間中4日間)
- 校庭の夜間開放(各区1校夜間照明設備設置校、成人団体利用、4月～12月)
- 学校図書館の開放(図書閲覧・貸出、土・日曜日中心)

学校開放は、PTA、青少年団体、青少年指導員、体育指導員、地域住民代表、学校教職員などで構成される各学校の学校施設開放運営委員会に委託され、地域による管理運営がなされている。学校開放の利用は、開放運営委員会に団体登録を行い、利用調整会議に参加し、利用することとなる。各学校によって設備の状況や利用可能な時間は異なることから、開放運営委員会、利用団体、学校が協力して、地域の状況にあわせた運用を行っている。

■学校開放の実施状況(平成23年度)

- 校庭:137校、体育館:165校、特別教室:118校
- プール:73校
- 校庭夜間:7校
- 学校図書館:15校

■学校開放における料金徴収

現在、学校開放では、使用料の徴収は行っていない。ただし、校庭夜間開放については、照明設備の電気代として30分500円(東住吉小学校Bグラウンドは3時間500円)を徴収している。徴収方法は、照明設備を制御する機械を設置し、照明を点灯させるためのコインを販売することで行っている。

※(参考)特別開放では、施設の使用料を設定し、徴収を行っている。

- 土橋小学校多目的ホール:午前:2,400円、午後:3,400円、夜間:4,400円
- 犬藏中学校格技室 :午前:1,200円、午後:2,300円、夜間:2,400円
- 生田中学校特別創作センター(美術工芸室の場合):午前:1,300円、午後:1,600円、夜間:2,200円

3. 受益者負担に関するこれまでの経過

学校開放における受益者負担については、平成19年度の「川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会」(以下「あり方検討委員会」という)や平成21年度の包括外部監査において、体育館の電気代の受益者負担を検討するべきとの意見がだされている。また、川崎市の行財政改革プランにおいて、特定の市民が利益を享受する個別の公共サービスについては、利用する市民と利用しない市民との公平性を確保する観点から受益者とすべきであるとされており、学校開放においても受益者負担の適正化が求められている。

(1) 平成19年度あり方検討委員会における受益者負担についての提言

- ・学校開放が年々拡大し、利用者が増大するに伴ってさまざまな課題も顕著化してきた。そこで、平成19年度のあり方検討委員会において、学校開放の課題として、「1. 利用者申込方法」、「2. 運営組織」、「3. 公平な運営」、「4. 利用者マナー」、「5. 受益者負担」を抽出して、その対策の検討を行った。
この中で「5. 受益者負担」については、学校開放で使用した光熱水は何らかの受益者負担が必要であり、特に体育館の電気代は、実費相当分を負担いただくことが望ましいとしている。

平成19年度あり方検討委員会における受益者負担の検討内容

■ 受益者負担の課題

○ 受益者負担の導入について

- ・学校開放で使用した光熱水費は、学校全体の運営費で負担しているが、光熱費の負担額は大きい。特に学校開放を活発に行っている学校ほど光熱水費の負担が大きくなっている状況である。
- ・特に体育館の電気代は、使用料が大きいうえ、昼間の利用であっても電気を点灯することが多いことから、開放の促進に伴う経費増と特に関わりが深いと考えられる。

○ 受益者負担の導入に関する懸念

- ・無料だから盛んに利用されるのではないか。
- ・負担額も含め、利用団体への周知や調整も必要ではないか。

○ その他の課題

- ・学校の消耗品や修繕費、水道代等も経費がかかっており、将来的な課題もある。

■ 受益者負担の提言

- ・生涯学習の振興や地域の市民活動を積極的に支援する学校開放の目的に配慮し、市内全域で広く開放が実施されている施設(校庭、体育館、特別教室、プール)は引き続き無料とするが、体育館の電気代については、受益者である利用者に実費相当分を負担していただくことが望ましい。そのためには、開放に際して関わっている経費の現状などを明らかにし、体育館団体に対して十分に説明していく必要がある。

(2) 平成21年度の包括外部監査における受益者負担の監査意見

・平成21年度の包括外部監査において、「1. 特別教室の利用の増加」、「2. 全体的な利用者数・利用機会の増加」、「3. 文科系団体の利用促進」、「4. 利用機会の公平性の確保」、「5. 体育館の電気代に係る受益者負担」、「6. 施設開放の今後のあり方」についての監査意見がだされた。

この中で「5. 体育館の電気代に係る受益者負担」については、「学校施設開放事業に係る経費は、電気代だけでも多額にのぼっており、経費の節減と税負担の軽減という観点からは、利用者に一定の受益者負担を求める余地があるものと考えられる。」との報告書に記載されている。

体育館の電気代に係る受益者負担についての監査意見（要約）

・学校施設開放事業に係る経費のうち電気代だけでも、経費の節減と税負担の軽減という観点からは、利用者に一定の受益者負担を求める余地があるものと考えられる。利用実態にふさわしいと判断する方法をもって、学校施設開放事業において掛かっている経費の金額及び負担を求めるコストを明らかにし、徴収経費等とのバランスを見極めながら、体育館電気代を收受するという受益者負担の是非を検討していく必要があると考える。

・

4. 受益者負担に関する検討

(1) 検討の内容

- ・今回のあり方検討委員会では、学校開放における受益者負担の導入について以下の3点についての検討を実施し、また、導入する場合の配慮すべき点を確認することとした。

■受益者負担の導入について

- ・学校開放に受益者負担を導入することについて、広く市民や関係者などから意見を参考しながら、その導入についての検討を行う。

■受益者負担の範囲について

- ・受益者負担を導入することとした場合において、その対象とすべき施設や経費経費の範囲についての検討を行う。

■受益者負担の料金徴収方法について

- ・受益者負担を導入することとした場合において、適切な料金徴収ができる方法についての検討を行う。

※ 以上3点とともに、受益者負担を導入することとした場合において配慮すべき点の検討を行う。

(2)調査・研究

受益者負担の導入を検討するにあたって、利用団体アンケート・市民団体アンケート及び他都市の学校開放の状況調査を行うとともに、徴収方法の比較などの調査・研究を行った。

①利用団体アンケート・市民アンケート

あり方検討委員会では、平成23年1月に実施した「学校開放利用団体アンケート」や平成23年7月に実施した「市民アンケート」等を踏まえて検討した。

ア. アンケート概要

<利用団体アンケート>

- ・市内の学校開放を利用する団体について、学校施設の利用の状況や受益者負担に対する考え方を把握するため、利用団体アンケートを実施した。

実施期間	2011年1月26日～2月12日
対象	川崎市内小学校、中学校、特別支援学校に登録している利用団体
配布数	2,173
回収数	1,432
回収率	69.5%

<市民アンケート>

- ・川崎市民の学校施設の利用の認知状況や利用の状況、受益者負担に対する考え方を把握するため、川崎市内在住の方を無作為に抽出しアンケートを実施した。

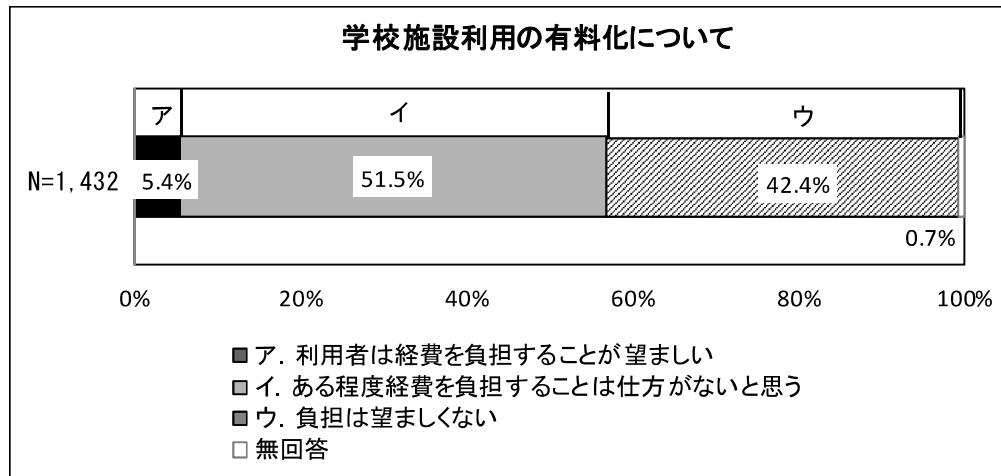
実施期間	2011年7月25日～8月8日
対象	川崎市在住の方
配布数	1,300（無作為抽出）
回収数	394
回収率	30.3%

イ. アンケート結果

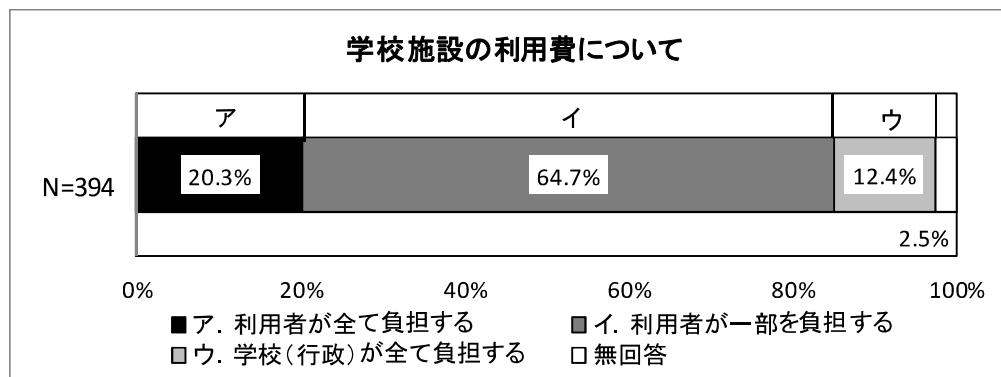
(ア) 受益者負担の導入について

・受益者負担の導入について、利用団体アンケートでは、「学校開放施設利用の有料化について」が、「利用者は経費を負担することが望ましい」と「ある程度経費の負担することは仕方がないと思う」を合わせると、肯定的な意見が 56.9%となる。また、市民アンケートでは、「学校施設の利用費について」が、「利用者がすべて負担する」と「利用者が一部を負担する」を合わせると肯定的な意見が 85.0%となる。

〈利用団体アンケート〉



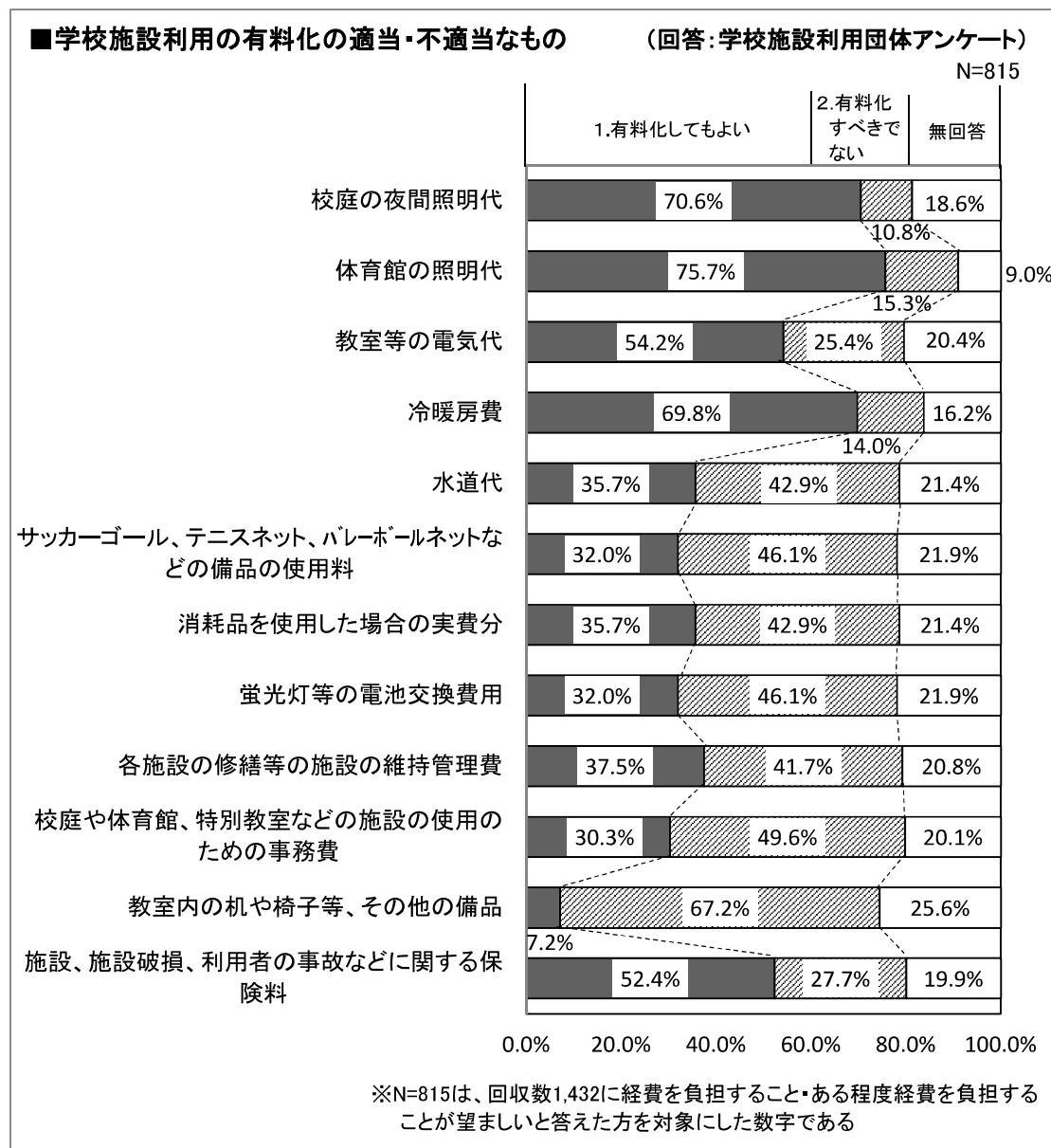
〈市民アンケート〉



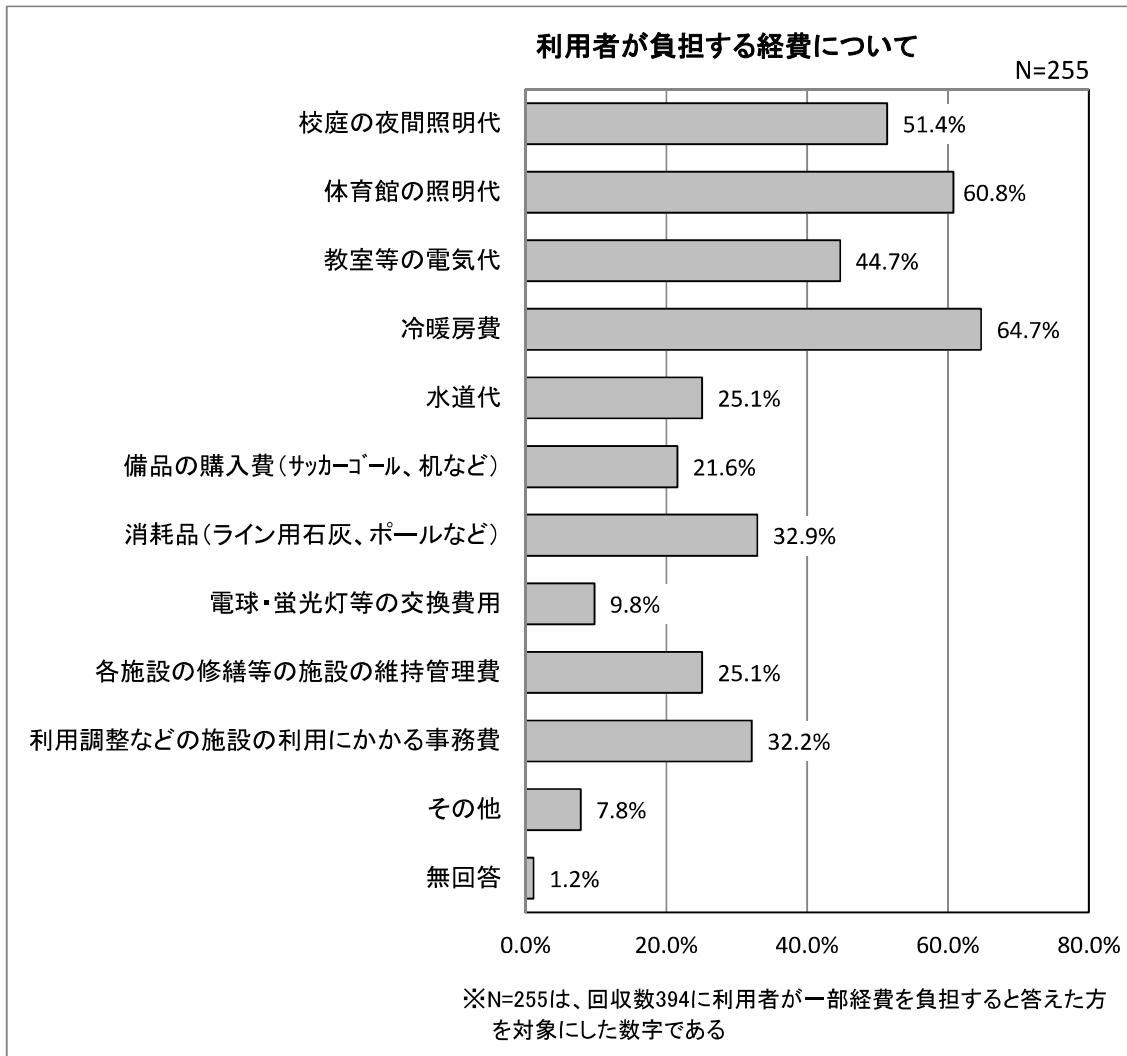
(イ) 受益者負担の対象経費について

・受益者負担の対象経費についてみると、利用団体アンケートでは、「学校施設利用の有料化の適当・不適当なもの」について、「有料化しても良い」が高いものは、「体育館の照明代」75.7%、「校庭の夜間照明代」70.6%、「冷暖房費」69.8%となっている。市民アンケートをみると、「利用者が負担する経費について」が、「冷暖房費」64.7%、「体育館の照明代」60.8%、「校庭の夜間照明代」51.4%となっており、利用団体アンケート、市民アンケートとも、電気代に関わるもののが高くなっている。

〈利用団体アンケート〉



〈市民アンケート〉



②他都市の学校開放の調査

- ・学校開放施設の他都市の状況について、政令指定都市、近隣都市及び神奈川県についてアンケートによる調査を実施した。

ア. 調査概要

自治体	対象数	回答数
政令指定都市 (札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市)	19都市	19都市
近隣都市 (所沢市、川越市、川口市、越谷市、市川市、船橋市、柏市、品川区、大田区、世田谷区、杉並区、練馬区、狛江市、調布市、稲城市、多摩市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市)	20都市	14都市
県(神奈川県)	1都市	1都市

イ. 調査結果

(ア)料金徴収の有無

- ・学校施設開放で有料化している都市の状況は。次のとおりである。

1事業以上実施している 自治体数	25	政令指定都市	16/19
		近隣都市	8/14
		神奈川県	1/1
実施していない自治体 数	8	政令指定都市	3/19
		近隣都市	5/14

※回答した近隣都市で学校施設開放を実施していない都市が1都市あり。

(イ)料金徴収の方法について

<料金徴収窓口>

- ・料金の徴収窓口として最も多いのは、「銀行等」、次いで「担当課」となっている。政令指定では、「銀行」が最も多い。

	自治体	学校	担当課	市役所 窓口	公民館等	銀行等	その他
政令指定都市	16	2	2	1	4	9	7
近隣都市	8	1	5	0	2	0	2
合計	24	3	7	1	6	9	9

※複数回答(事業によって窓口が違う)

<機械方式の導入について>

- ・機械方式を導入している自治体は、5自治体である。いずれも政令指定都市であり、近隣都市にはない。
- ・4自治体のうち、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市は、校庭のみの設置となっている。広島市は、屋外用(校庭)、屋内用(体育館、武道場・格技室)の設置となっている。

(ウ)料金対象と料金の積算根拠

- ・料金の対象として最も多いものが「照明の電気代」、次いで「施設の使用料として」が多くなっている。また、積算根拠については、「照明の電気代」については、「電気料金の実費相当分を算出し積算」が最も多い。

〈料金の対象〉

料金の対象	事業数	構成比 (%) (※複数回答)
照明の電気代	33	84.6
施設使用料として	11	28.2
各施設の修繕等の維持費	3	7.7
蛍光灯や電球などの交換費	3	7.7
冷暖房等の空調設備	3	7.7
陶芸釜の電気・ガス代	2	5.1

アンケートを実施した自治体のうち、料金を徴収している事業の合計:39 事業

〈照明の電気代例〉

都市	対象施設	金額/時間
さいたま市	校庭	600 円または 800 円/1 時間
横浜市	体育館(全面)	75円/30 分
	格技場	25 円/30 分
	校庭	350 円/30 分
浜松市	校庭	300 円/午後6時～午後9時まで1基につき
	体育館	600 円/午後6時～午後9時まで
広島市	特別教室	133 円/1 時間
北九州市	校庭	800 円/30 分

〈積算方法の例〉

都市	対象施設	積算方法
千葉市	校庭	・政令指定都市及び近隣都市との均衡を加味して検討。
名古屋市	校庭、体育館、武道場・格技場、音楽室、多目的室	・施設利用の公平性の観点から市内類似施設との比較
広島市	校庭、体育館、武道場、格技室	・照明設備の電気料相当額(実費)を算定して設定
所沢市	体育館	(電力基本単価 kwh×電力量基本単価(円/kwh) + 燃料費調整単価(円/kwh)) × 1.05
市川市	校庭	2kw 以上 10kw 未満:80 円 20kw 以上 30kw 未満:400 円 40kw 以上 50kw 未満:730 円 60kw 以上:1,120 円 10kw 以上 20kw 未満:250 円 30kw 以上 40kw 未満:630 円 50kw 以上 60kw 未満:990 円 (1時間)
	体育館	2kw 以上 5kw 未満:50 円 10kw 以上 15kw 未満:180 円 20kw 以上:360 円 5kw 以上 10kw 未満:150 円 15kw 以上 20kw 未満:240 円 (1時間)

③料金徴収方法の比較

- ・他都市の状況を踏まえて、川崎市で考えられる料金徴収方法について検討し、メリット、デメリットについて整理を行った。

(学校施設開放運営委員会による運営と両立できる徴収方法)

方式	手法	川崎市で考えられる方法	メリット	デメリット
直接支払方式	・現金支払	・学校での支払	・利用場所で支払えるので利用者の利便性が高い	・教職員の負担が大きい ・学校が利用の確認を行う必要がある
	・納入通知書	・納入通知書を利用団体へ送り、料金を銀行等に振り込む。	・利用者にとって明瞭でわかりやすい。	・利用者が銀行等へ行く必要がある。 ・納入通知書の発行の負担がある。 ・利用の確認の必要がある
	・ふれあいネットシステム活用	・ふれあいネットでの自動的に引き落とし	・自動引き落しなので、利用者の利便性が高い。	・口座残高不足のトラブルの可能性がある。 ・ふれあいネットへの入力が必要。 ・新たなシステム変更の必要。 ・利用の確認の必要がある
	・収納委託	・学校施設開放委員会が代行で行う。	・利用場所で支払えるので利用者の利便性が高い	・学校施設開放委員会が利用の確認を行う必要がある ・学校施設開放委員会が現金を管理する必要がある。
機械方式	・コイン・プリペードカード販売	・各学校で行う。	・利用の確認が明確 ・利用場所で支払えるので利用者の利便性が高い	・学校がコインやカード、現金を管理する必要があるので、負担が大きい。
		・市民館、区役所等で行う。	・利用の確認が明確 ・行政が直接管理することができる。	・利用者が市民館、区役所等まで行く必要がある。
		・学校施設開放委員会が代行で行う。	・利用の確認が明確 ・利用場所で支払えるので利用者の利便性が高い	・学校施設開放委員会がコインやカード、現金を管理する必要があるので、負担が大きい。 ・委託料等が必要。
		・コンビニエンスストアなど業者に委託する。	・利用確認が明確 ・利用者がコンビニエンスストアなどで支払えるので利便性が高い。	・委託料が必要。

(3) 検討の経過

- ・アンケート調査の結果などを踏まえ、学校開放の受益者負担について、あり方検討委員会での検討において、次のような意見がだされた。

① 受益者負担の導入について

■ 学校開放における受益者負担

学校開放の経費の全てを税金でまかなうことは、利用している人と利用していないとのあいだで不平等になる。一部の利用者だけが受けるサービスについては受益者負担とすることが適当であるといえる。

また、アンケート結果からも、市民アンケートで85%、利用団体アンケートで57%が学校開放における受益者負担に肯定的な意見であり、受益関係が明確な経費についてであれば、受益者負担の導入について、概ね、理解を得られるものと考えられる。

<主な意見>

○ 行政サービスの公平性について

- ・受益者負担を導入することの意味は、公平性にあるといえる。すべての経費を税金での負担することは、利用している人と、利用していない人とでは、不公平になるので、一部の利用者がうけるサービスについては何らかの受益者負担を考えるべきである。
- ・すべての人が使うのであれば税金で負担すればよいが、一部の人しか使わないものは、その実費分を負担を求めるべきである。
- ・学校施設開放委員会による学校開放は、「利用者の顔が見える」関係が大前提であり、学校ごとに地域との関係には違いがあるが、公平、平等に使っていただく仕組みづくりが必要である。、受益者負担は、公平、平等な仕組みづくりとあわせて考えていく必要がある。

○ アンケートの結果について

- ・市民アンケートでは利用者が全部又は一部を負担するべきだが 80%を超えており行政サービスの公平性が求められていることがわかる。
- ・利用団体のアンケートの結果については、負担をすることになる利用団体でも半数以上の理解があるとえる。

■受益者負担の導入にともなう課題

学校開放は、地域の開放運営委員会や利用団体と学校とが協力して運営してきている。受益者負担導入後も、開放運営委員会による円滑な運営や、地域と学校の良好な関係が継続していく必要である。

また、料金を徴収することにより、利用者からの要望等がふえたり、新たなサービスの提供を求めるような懸念がある。

<主な意見>

○地域で運営してきた学校開放への影響について

- ・学校を利用している団体は、学校を地域の共有に財産として、校庭や体育館の清掃など協力して行うなど、地域と学校の信頼関係を築いてきているが、受益者負担導入で料金を徴収することによって、このような関係が壊れるようなことは望ましくない。
- ・学校開放は、地域の人が責任をもって利用してくれている。受益者負担の導入にともない、ふれあいネット等での受付けや、抽選が行われると、学校開放の目的や趣旨を理解しない今まで利用する人が増えると、地域や学校に愛着を持たず、地域と学校との協力が難しくなることも考えられる。
- ・地域の人たちが学校施設を利用してボランティアのような協力ができる関係性を築けたりするが、単に学校施設を借りることになると、市民館を借りることと同じような感覚になり、学校に対する愛着がなくなってしまうように思われる。
- ・教育プランの中にも『地域の中の学校を創る』とあり、学校は、地域と協力して学校開放を良好に実施している。

○料金を徴収することによる要望等が増える懸念について

- ・利用団体から料金を徴収すると「お金を払っているのだから」と権利者意識が強くなり、学校開放に支障が出ることが懸念される。
- ・電気代など目的がはつきりした実費徴収であれば問題ないが、使用料で徴収すると、様々なサービスを学校に要求をされることが懸念される。使用料とした場合は、修理等への対応も検討するべきである。
- ・電気代の実費徴収の場合でも、利用者が何の経費であるかわからないと、学校側に今以上のサービスを求める可能性も考えられる。例えば、バレー・ポールのネットなどは、授業ではありませんが、傷んできた場合は、買い替えを求められたりすると思う。施設の消耗品や管理などを含めて、電気代を払うことによって要望も高くなってくると思われる。

②受益者負担の範囲について

■受益者負担の対象経費

市民館のような使用料を徴収すること、利用者から、学校や行政への新たなサービス提供を求めることが懸念されるが、実費の負担に限定することで、理解を得られやすいと考えられる。

また、利用団体アンケート、市民アンケートとも、わかりやすい経費として、電気代に関わる実費負担が回答が高くなっている。体育館の照明の電気代は、消費する金額も大きく負担を求めるべきといえる。(夜間の校庭の照明の電気代は、すでに徴収しており、また、特別教室の空調はほとんど整備されていない)

他都市の状況においても、電気代の実費と対象とする例が多く、使用料の場合も電気代を算定根拠にしているものもある。

体育館の照明の電気代は、消費する金額も大きいく負担を求めるべきと言えるが、金額が小さな経費については、徴収経費とのバランスも考慮して、受益者負担を求める範囲を決めていく必要がある。

なお、特定の利用団体が利用する石灰代などは、直接、利用者が持参するなど受益者負担を明確にするとともに、電球代、その他の経費について学校関係経費での負担の軽減についての検討が必要である。

<主な意見>

○体育館の電気代について

- ・利用団体アンケート、市民アンケートとも、わかりやすい経費として、電気代に関わる実費負担が回答が高くなっている。
- ・実費の受益者負担を求めるのであれば、すでに実施している夜間校庭照明代を除けば、体育館の電気代があげられる。しかし、利用者には、電気での受益者負担であることを明確に説明する必要がある。

○その他の光熱水費について

- ・水道代や教室等の照明の電気などの小さな金額であると、徴収すると経費が上回ってしまう。

○体育館電球交換代について

- ・体育館の水銀灯を換える場合には大きな費用負担が発生するが、それは学校関係経費での負担となる。学校開放で照明を使う分、水銀灯の寿命が短くなるということもあるので、水銀灯代を受益者負担とする方が学校関係経費での負担が軽くなる。
- ・電気代として払っても、電球の交換について要望が出されることが懸念される。このため、電球の交換費や消耗品の費用なども消耗品などの費用も受益者負担にした方が良い。

○その他の消耗品等について

- ・校庭に白線を引く石灰は学校のものを使用してしまう団体もあれば、石灰を用意している団体もある。石灰の倉庫も学校の倉庫と利用団体の倉庫で分けている学校もある。
- ・体育館のジェットヒーターは、多くの石油を使うため、利用団体が使ってしまい、学校で必要なときに不足することがある。
- ・石灰や石油などの消耗品については、学校の負担と利用者の負担についてのルールづくりが必要と考えられる。

○備品類交換、修理代について

- ・学校開放で壊れたものの修理を学校が負担することが多い。たとえば、学校開放で体育館のガラスが割れても学校の予算で対応している。校庭を良い状況に保つておく学校の施設の整備も学校である。
- ・破損したバレー ボールのネットを学校で修理してもらえないかという話もあるが、学校開放でしか使用しない道具の修理は学校では負担できない。

○受益者負担の料金設定について

- ・学校開放では、高い料金設定はできないので既存のスポーツセンターの体育室などよりは安くなると考えられる。いくつかの学校でモデル実施することも考えられる。
- ・学校により設備などが違うので学校別に検討する必要がある。
- ・学校ごとに金額が違うと混乱するので、ある程度はグループごとで決めることが必要と考えられる。
- ・施設単位や、時間単位での料金設定も考えられる。料金に含まれる経費の範囲も検討する必要がある。
- ・学校開放は、これまで原則無料であった。今後も利用については無料である。しかし、照明を使うと電気代がかかるので、その分だけ負担してもらうことだということをしっかりと説明する必要がある。

③受益者負担の料金徴収方法について

■料金徴収方式

料金徴収を行う場合には、学校施設開放委員会による学校開放の運営の障害になつたり、学校の負担を増やすことは望ましくない。料金徴収作業や金銭の管理などの負担の増加につながらないような充分な配慮が必要である。

利用した時間の確認など公平性の確保のための、プリペードカード方式やコイン方式等の機械方式を導入が有効であると考えられる。

<主な意見>

○学校や学校施設開放委員会の負担について

- ・学校教職員の仕事は増えており、これ以上の負担をかけたくない。学校に負担のかからない方式で対応することが必要である。
- ・学校開放委員会もいろいろ状況が違うので、料金の支払いを一律に学校開放委員会に委託するのは難しいと思われる。

○徴収方式について

- ・川崎市の校庭の夜間開放の照明については、機械式のもので対応している。料金徴収のために人を配置することは難しいと考えられる。
- ・機械を導入する場合は、整備費等についての費用対効果を検討しなければならない。
- ・学校で料金徴収を行うことになると、利用が終わるまで職員が残る必要があり、その場合には、職員室の電気代などの経費もかかる。初期投資が大きいかもしれないが機械を設置することが望ましいと考えられる。
- ・支払ができる場所が多いと、利用者も便利になると思われる。また、さらにはコンビニなどであればさらに良いと思われる。

○明確な利用確認について

- ・利用した時間の確認について、団体の自己申告になると正確さに欠ける。料金を徴収する場合は、正確に行う必要がある。
- ・電気代のように使用した分だけ払うのであれば、問題はないと思われる。

5. 報告

- ・以上を踏まえて、あり方検討委員会では、学校施設開放の受益者負担の導入についての考え方を、次のようにとりまとめた。

(1) 受益者負担の導入について

特定の利用者が受けけるサービスについては、利用している人と利用していない人の公平性の確保のために受益者負担が必要なものであり、学校開放についても受益者負担を導入することが適当であるといえる。また、市民アンケートでは8割以上が、負担をすることになる利用団体のアンケートでも約6割が肯定的な意見であり、導入について概ね、理解を得られるものと考えられる。

(2) 受益者負担の範囲について

受益者負担を導入する場合の対象となる経費については、使用料を設定するよりも、受益の関係が明確な実費にすると利用者にとってもわかりやすいと考えられる。市民アンケート、利用団体アンケートとも受益者負担の対象として電気代に関わる回答が高くなっています。また、電球代、その他の経費について学校関係経費での負担の軽減についての検討が必要である。

(3) 料金徴収の方法について

受益者負担を導入する場合の料金徴収の方法については、開放運営委員会や学校の負担が増加することなどにより、開放運営委員会による学校開放の運営に支障が生じないような配慮が求められる。また、利用の確認、料金の額の確定等が明確に示せるようにする必要がある。こうした課題をクリアするためには、プリペードカード方式やコイン方式等の機械方式を導入が有効であると考えられる。

(4) 実施にあたっての留意点について

受益者負担の導入にあたっては、開放運営委員会による円滑な運営や、地域と学校の良好な関係が継続していく様子に、充分な配慮が必要である。また、料金の徴収により、利用者からの要望等が増えるようなことがないように、料金の趣旨や内容について充分な説明を行っていく必要である。

資料編

川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民ニーズの多様化に際し、生涯学習及び市民活動の拠点として学校施設を有効活用するとともに、市民主体の有効活用を一層促進するため、これまでの学校施設有効活用事業を見直し、今後の学校施設の有効活用事業のあり方を総合的に検討・協議する「学校施設有効活用あり方検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、研究・協議を行う。

- (1) 学校施設の有効活用制度のあり方に関すること。
- (2) 受益者負担のあり方に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、団体代表者、学校代表者、行政関係者等をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から翌年3月31日とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月10日から実施する。

学校施設有効活用あり方検討委員会委員名簿

<平成 22 年度>

	氏 名	所 属	区分
1	江頭 秀夫	元川崎市総合教育センター所長	学識経験者
2	増田 徳子	川崎市青少年育成連盟	団体代表
3	宮嶋 普子	川崎市PTA連絡協議会	団体代表
4	中野 敏雄	川崎市体育協会	団体代表
5	菊地 正	総合型スポーツクラブ代表 (高津総合型スポーツクラブSELF)	団体代表
6	松本 弘	地域教育会議代表 (地域教育会議推進協議会)	団体代表
7	伊藤 幸雄	開放運営委員会代表 (東住吉小学校施設開放運営委員会)	団体代表
8	土橋 美津子	体育館利用団体代表 (川崎市家庭婦人バレーボール連盟)	団体代表
9	君塚 一夫	小学校校長会代表 (木月小学校)	学校代表
10	大平 真史	小学校校長会代表 (長沢小学校)	学校代表
11	山口 隆	中学校校長会代表 (長沢中学校)	学校代表
	事務局	教育委員会生涯学習推進課	

<平成 23 年度>

	氏 名	所 属	区分
1	江頭 秀夫	元川崎市総合教育センター所長	学識経験者
2	増田 徳子	川崎市青少年育成連盟	団体代表
3	宮嶋 普子	川崎市PTA連絡協議会	団体代表
4	中野 敏雄	川崎市体育協会	団体代表
5	菊地 正	総合型スポーツクラブ代表 (高津総合型スポーツクラブSELF)	団体代表
6	松本 弘	地域教育会議代表 (地域教育会議推進協議会)	団体代表
7	伊藤 幸雄	開放運営委員会代表 (東住吉小学校施設開放運営委員会)	団体代表
8	土橋 美津子	体育館利用団体代表 (川崎市家庭婦人バレーボール連盟)	団体代表
9	荒井 崇広	小学校校長会代表 (小倉小学校)	学校代表
10	大平 真史	小学校校長会代表 (長沢小学校)	学校代表
11	山口 隆	中学校校長会代表 (長沢中学校)	学校代表
	事務局	教育委員会生涯学習推進課	

学校施設有効活用あり方検討委員会議事

平成22年度

「第1回川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会」(平成23年1月26日)

「あり方検討委員会の運営について」、「現状把握と課題の整理について」

「第2回川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会」(平成23年3月24日)

中止

平成23年度

「第1回川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会」(平成23年5月16日)

「アンケート調査について」、「受益者負担の基本的考え方について」

「第2回川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会」(平成23年6月21日)

「他都市の状況」、「受益者負担の方法」

「第3回川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会」(平成23年9月6日)

「アンケート調査結果について」、「あり方検討委員会の意見のまとめ」

「第4回川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会」(平成24年3月16日)

「報告書について」

川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会報告書

平成 24 年 3 月

発 行 川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会

事務局 川崎市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 3 階